

特定非営利活動法人の設立認証の取消しについて

このたび、下表の特定非営利活動法人について、特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）第29条の規定に違反する事実（事業報告書等を3年以上未提出）が認められたため、法第43条第1項の規定により設立の認証の取消しを行いました。これにより当該法人は解散しました。

1 取消しを行った法人（法人の概要は別紙のとおり）

No.	法人名	所在市町村
1	特定非営利活動法人 婚活情報局CUPIDO	前橋市
2	特定非営利活動法人 桐生おりひめ会	桐生市
3	特定非営利活動法人 あくしゅ	伊勢崎市
4	NPO法人 みさと鳴沢ドリームチーム	高崎市
5	特定非営利活動法人 長野原21世紀振興協会	長野原町
6	特定非営利活動法人 小海学園希望の里	前橋市
7	特定非営利活動法人 音楽の宅配便	前橋市
8	特定非営利活動法人 桜の木	渋川市

2 取消しの理由

正当な理由がなく3年以上にわたって、法第29条の規定による事業報告書等の提出を行わないため

3 設立の認証の取消し件数（年度別）

年度	H18	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	計
件数	2	9	4	4	4	14	9	9	7	9	6	8	11	5	2	8	111

4（参考）特定非営利活動促進法 関係規定

第29条（事業報告書等の提出）

特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度1回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

第43条（設立の認証の取消し）第1項

所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は3年以上にわたって第29条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

【別紙】認証取消法人の概要

■NO.1

名称	特定非営利活動法人 婚活情報局CUPIDO
所在地	前橋市石倉町三丁目12番2号
定款に記載された目的	この法人は、市民活動の促進、子どもの健全育成、まちづくりの推進及び環境の保全等に関する事業を行い、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。
認証日	平成13年11月1日
設立年月日	平成13年12月10日
設立認証の取消年月日	令和6年3月1日

■NO.2

名称	特定非営利活動法人 桐生おりひめ会
所在地	桐生市境野町7丁目226番地の1シティハイツやすらぎ504号室
定款に記載された目的	この法人は、中高年者で結婚あるいは再婚の願望を達成したい人々に対して、金銭的距離的及び時間的負担を少なくした出会いの場の恒常的な提供と、結婚に関するカウンセリング、及び生活全般に関する相談等に関する事業を行い、その願望の実現を支援して中高年者の福祉の増進及び経済活動の活性化に貢献し、中高年者の家庭が幸せをはぐくめる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
認証日	平成17年1月26日
設立年月日	平成17年1月31日
設立認証の取消年月日	令和6年3月1日

■NO.3

名称	特定非営利活動法人 あくしゅ
所在地	伊勢崎市豊城町2080番地7
定款に記載された目的	この法人は、障害者に対して地域ホーム等の自立支援事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。
認証日	平成17年11月30日
設立年月日	平成17年11月30日
設立認証の取消年月日	令和6年3月2日

■NO.4

名称	NPO法人 みさと鳴沢ドリームチーム
所在地	高崎市箕郷町上芝836番地2
定款に記載された目的	この法人は、鳴沢湖周囲の住民と、地域各種団体、企業、自治体などで構成され、環境保全の考えを基に、鳴沢湖周辺の自然美化や健全育成による釣り、ボート、カヌー体験並びに鳴沢湖を核とする地域産業の改革、推進に関する事業活動を行い、人材育成や人的交流の拠点として管理、運営、安全など多様なニーズに対応し社会的貢献を行うまちづくり推進活動を目的とする。
認証日	平成19年2月2日
設立年月日	平成19年2月13日
設立認証の取消年月日	令和6年3月1日

■NO.5

名称	特定非営利活動法人 長野原21世紀振興協会
所在地	吾妻郡長野原町大字北軽井沢1988番地299
定款に記載された目的	この法人は、群馬県吾妻郡長野原町地域におけるまちづくりと経済・学術文化の活性化、福祉活動および青少年の健全育成を図り、広く公益に貢献することを目的とする。
認証日	平成19年6月18日
設立年月日	平成19年6月22日
設立認証の取消年月日	令和6年3月1日

■NO.6

名称	特定非営利活動法人 小海学園希望の里
所在地	前橋市南町一丁目21番8号
定款に記載された目的	この法人は、高齢者及び児童の生活支援や保護に関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。
認証日	平成25年8月2日
設立年月日	平成25年8月6日
設立認証の取消年月日	令和6年3月1日

■NO.7

名称	特定非営利活動法人 音楽の宅配便
所在地	前橋市古市町497番地10
定款に記載された目的	この法人は、さまざまな障害や多様な事情により、コンサート会場などに出かけて音楽や芸術を鑑賞・享受出来ない人々に対して、さまざまな施設等にこちらから出向いて行き、各種のイベント、演奏会、音楽療法及び舞台芸術等を実施する事業を行うことにより、音楽や芸術の浸透と普及を図り、もって広く社会福祉・地域貢献及び芸術文化の発展に寄与する事を目的とする。
認証日	平成25年12月19日
設立年月日	平成25年12月25日
設立認証の取消年月日	令和6年3月1日

■NO.8

名称	特定非営利活動法人 桜の木
所在地	渋川市金井458番地1
定款に記載された目的	この法人は知的精神障害者(児)等に対する生活支援および就労支援を行い、障害者の自立にかかわる必要な環境を整えることにより、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
認証日	平成26年8月13日
設立年月日	平成26年9月1日
設立認証の取消年月日	令和6年3月4日